

(一社)九州貸切バス適正化センター 令和2年度第2回諮問委員会 議事内容

日 時：令和3年3月18日(木)13:30~15:00

場 所：陸運会館6階小会議室

出席者：(適正化事業諮問委員)辰巳委員(委員長)、中倉委員、古村委員
(適正化センター)原代表理事、阿部事務局長、坂元事務員

議事録

定刻となったので、事務局長が開会を宣言し、4名中3名の委員の出席があり、諮問委員会が成立していることを宣言し、適正化センター会長から諮問の趣旨の説明があり、以下諮問委員長指揮で委員会が始まった。

【諮問事項の審議】

委員長：諮問1の「令和3年度の事業計画・収支予算ならびに資金計画について」事務局から説明してください。

事務局：資料1により説明(令和3年度の事業計画においては、511営業所の巡回指導を計画しているが、直接話す事が大事なことを考えており、原則、直接訪問で行う。)

古村委員：コロナ対策の実施について新たなチェック項目としているのか。

事務局：チェック項目とはしていないが、そういった話もきちんとしている。

中倉委員：コロナ対策をきちんと行っている事業者とそうでない事業者が消費者に伝わる手段があるべきだと考える。

以上の議論があり諮問1について満場一致で可決した。

委員長：諮問2の「令和3年度事業負担金の額及びその徴収方法について」事務局から説明してください。

事務局：資料2により説明(コロナ禍の1年で事業者も大変困っており、昨年並みの負担金とすることで予算を組んだ)

委員長：令和4年度は事業者の増減にもよるとは思うが、令和2年度の剰余金が反映されれば、大幅な値上げはしなくて良い見通しか。

事務局：剰余金は次々年度に繰入れる関係上、令和2年度の剰余金が多くなれば令和4年度に大幅な値上げはしなくてもよいことになる。なお、令和3年度負担金を上げずに済んだのは、令和1年度に採用が1名出来なかった分を剰余金に繰入れたからです。

以上の議論があり諮問2について満場一致で可決した。

委員長：諮問3の「(一社)大分県バス協会との業務委託契約について」事務局から説明してください。

事務局：資料3により説明

古村委員 : バス協会が巡回指導を行うと、事業者の負担は減るのか。
事務局 : 会員の事業者はバス協会に会費を納めている。適正化センターへの負担はなくなるが、これによって、大分県バス協会への会費を増やすかどうかについては、当方としては分からない。
古村委員 : 各県協会はそれぞれで、会費を決められるということか。
事務局 : そうだ。
中倉委員 : 当初は大分は、巡回指導を大分県バス協会で開始したが、業務が大量で人手もかかり、やはりセンターにお願いしようという話になったが、それが振り出しに戻っているのだろうか。大分が再度自身で巡回を行うのは、費用面だけの問題からか。
事務局 : そのようだ。
委員長 : 他のブロックで、県協会が巡回指導を行うという動きはあるのか。
事務局 : そういう情報は聞いていない。
以上の議論があり諮問3について満場一致で可決した。以上で、諮問事項の、全ての審議が終了した。

委員長 : 報告事項の「令和2年度事業執行状況報告」を事務局から説明してください。
事務局 : 資料について説明。
委員長 : 事業者評価のC、D、Eが無かったのはたまたまか。
事務局 : 巡回の回数が少なかったことと、コロナにより運行実績が少ないということもある。
中倉委員 : 巡回指導を開始以降の4年間で、出来ていない項目についての指摘・指導による是正効果もあるのでは。
事務局 : この4年間の活動の効果は大きかった。
古村委員 : バスの需要が回復し、運行頻度が上がった際の事業者の法令順守のリバウンドに気をつけるべきである。
事務局 : 巡回指導方法もただやりつづけるのみではなく、見直しを図りながら継続してゆくべきとも考える。過去数年おきに重大事故が起こっているが、巡回指導を継続実施していることで、何とかその流れが変わることに繋げたい。
中倉委員 : 現時点で負担費を払わない事業者は最終的には払うのだろうか、どういう理由ですぐには支払わないのか。
事務局 : 理由までは分からないが、最終的には払っていただいている。
以上の議論があり報告事項について了解し、諮問委員会の終了を宣言した。